

順守すべき基準

瀬戸内市民電力株式会社（以下、「当社」という。）が実施する令和7年度太陽光発電設備導入事業（以下、「本事業」という。）に係る設計施工業務（以下、「本業務」という。）にあたり、順守すべき基準を定めるものである。

1. 件名

令和7年度太陽光発電設備導入事業

2. 実施施設

【パッケージ1】

施設名	住所	PV 合計出力	PCS 定格出力
福山浄水場	瀬戸内市邑久町福山 7 5 5 - 1	120kW 以上	指定なし
長船水源地	瀬戸内市長船町長船 6 9 0	100kW 以上	指定なし

【パッケージ2】

施設名	住所	PV 合計出力	PCS 定格出力
瀬戸内市民病院	瀬戸内市邑久町山田庄 8 4 5 - 1	160kW 以上	指定なし
瀬戸内市営火葬場	瀬戸内市邑久町立坂 1	50kW 以上	49.9kW 以下

3. 事業内容

プロポーザルにて選定された設計施工事業者（以下、「事業者」という。）は、本事業の募集要項、企画提案書及び契約書等にもとづき、次に示す業務を行うこととする。

- (1) 実施施設について、「現地調査」「設備容量検討」「構造調査」を行うこと。
- (2) 実施施設への設備の導入方法を提案し、(1)を行った結果、設置が可能な範囲について、提案内容をもとに設備の設計、施工及び工事に関連する手続きを行うこと。
- (3) 既存設備等（施工時の防水層も含む）を破損した場合は、事業者負担で修復すること。
- (4) 引渡しの際には当社への説明義務（設備の内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。内容については、当社と協議のうえ、決定する。
- (5) 施工に係る保証範囲において、設備に異常もしくは故障が生じた場合には速やかに機能の回復を行うこと。
- (6) 事業者は、当社が補助金の申請を行うにあたり必要な書類等の作成に協力すること。

4. 業務期限

令和8年2月27日（金）までに、太陽光発電設備が稼働できる状態（使用前自己確認や一般送配電事業者等の調整、試運転等が完了した状態）で当社に引き渡すこと。なお、引渡日は当社と協議のうえ、早めることができる。

5. 基本条件

- (1) 本事業は、『瀬戸内市脱炭素先行地域づくり事業推進補助金』を活用した事業であり、設

置方法・提案内容にあたっては、環境省の『地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領』及び『瀬戸内市脱炭素先行地域づくり事業推進補助金交付要綱』に準拠すること。

- (2) 本事業は、設置した設備を用いて当社と瀬戸内市間で PPA 契約を結ぶものであり、業務実施にあたっては 20 年間の設備稼働を見込むこと。
- (3) 当社との工事請負契約締結後の契約金額の増加は認めないこととする。ただし、当社からの別途要望により追加の費用が発生した場合には、適宜協議を行うものとする。

6. 設備工事前の調査・手続き

(1) 現地調査

実施施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設管理者への確認及び聞き取り、現地測定、既存設備の確認等の必要な調査を実施すること。調査は、設備の設置に係る課題を当社および施設管理者と協議したうえで行うこと。

(2) 設備容量検討

設備の容量は、(1)現地調査の結果や電力シミュレーションから精査し、施設ごとに適切な容量とすること。

(3) 構造調査

設備を導入した際に発生する荷重増加等の影響について、構造計算書等の必要な施設情報等の資料を収集し、その資料や(1)の現地調査結果等を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の構造安全性に問題ないことの確認を行い、台風等の気象条件への耐久性についても配慮すること。

(4) 各種関係手続

- ① 各種法令にもとづき必要な手続き等をリストにまとめて当社に提出すること。
- ② 現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行ったうえで、結果を当社に提出すること。また、設備の設置が、建築基準法、電気事業法等の各種法令の規定に適合していることができる書類（一級建築士により確認されたことを証するもの）についても当社に提出すること。
- ③ 各種法令の規定にもとづき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備に係る建築基準法の高さ制限等の各種法令に適合するよう十分留意すること。

(5) 留意事項

- ① 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下、「再エネ特措法」という。）にもとづく固定価格買取制度の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
- ② 再エネ特措法にもとづく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して本業務を実施すること。

7. 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続きを行ったあと、当社の承諾を得たうえで、次の方針にもとづき施設への設備設置を行うこととする。

(1) 太陽光発電設備

- ① 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 39 条及び JIS C8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力および自重、積雪および地震その他の振動および衝撃に対して耐える構造とすること。また、事業者は確認結果を当社に報告すること。
- ② 太陽光発電設備および付帯設備の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針」（最新版）にもとづき行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。
- ③ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質および安全基準に準拠した製品であること。
- ④ 建物屋根への設備の設置にあたっては、施設の防水機能への影響を最小限とするため、架台固定のためのアンカーを直接打ち込まない施工により設置すること。
- ⑤ メーカーについては、国内・海外問わないものとする。
- ⑥ メーカーが指定する屋根端部の離隔距離を確保し、設置すること。
- ⑦ 過積載率は 120%～160%程度とすること。
- ⑧ パワーコンディショナーのメーカー保証は 10 年以上とすること。

(2) 遠隔監視システム

- ① 「株式会社ラプラス・システム」（以下、「ラプラス」という。）が提供するシステムを用いて、発電量や発電状況、電力使用状況など遠隔で一元監視・管理ができるようにすること。
- ② ラプラスへ見積依頼を行う際には、納品先が当社である旨を伝えること。
- ③ 20 年間の契約パッケージを含んだものとする。
- ④ オプションとして「遠隔制御」を付加すること。その他オプションを付加する場合には、その旨が分かるようにすること。

8. 設計及び工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事にあたっては、公共建築工事標準仕様書および公共建築改修工事標準仕様書（最新版）に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

【仕様書】

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事にあたっては、電気事業法、建築基準法、再エネ特措法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- (1) 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。特に反射光、騒音については「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和 2 年 3 月環境省）」を参考とすること。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

- (2) 事業者は実施施設への設備の設置に先だって、詳細設計を行ったのち、機器仕様書、システム構成図、平面図、立面図、配置図、配線配管図、電気設備図面、工程表及びチェックリスト（各要求項目に合致していることを示すもの）等を当社に提出すること。
- (3) 工事（搬入を含む）にあたり、施設の利用や安全確保、保守点検・維持管理などに支障を来さないよう、当社及び施設管理者と協議のうえ、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画すること。
- (4) 既存構造物の改修を伴わない計画を優先し、既存構造物の改修が必要な場合は当社及び施設管理者と協議のうえ、実施すること。
- (5) 設備の設置場所や配線ルートについては、事業者が現地調査や図面等から施設の保安や管理、意匠上支障がないルートを選定のうえ、当社と施設管理者との協議により決定すること。設備（配管・配線を含む）には他の電気工作物と識別ができるように要所に当社所有のものであることが分かるような表示を行うこと。
- (6) 施工にあたり、当社が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- (7) 施設の防水機能・既存防水層への影響がないことが分かる書面を作成し、当社に提出すること。設備の施工に起因する雨漏り等が生じた場合には、事業者の責任及び負担で速やかに修復すること。
- (8) 事業実施期間中、既存構造物等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とするものとし、施設の電気設備への接続先及び接続方法について、既存電気設備の更新時に支障が生じないように配慮すること。また、事業者は、電気設備に漏電、地絡、短絡等の事故が発生した場合、施設に影響が及ばないよう、保護継電器等の装置を設けること。
- (9) 設備の設置に際しては、施設に停電の影響が極力少なくなるよう努めること。停電工事を行う場合は、停電作業計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、当社及び施設管理者と事前協議のうえ、施設の電気主任技術者に報告を行い、その指示に従うこと。
- (10) 設備引渡し時には、現場で当社の確認を受けること。また、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、工事監理記録、試験成績書及び各種許認可書の写し等）を紙ベースで3部、PDF形式データ等を格納した電子媒体（工事写真を含む）で3部作成し、当社に引き渡すこと。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ又はJWW形式データなどのCADデータを提出すること。

9. 施設の個別条件・留意すべき事項

【パッケージ1】

施設名	個別条件・留意すべき事項
福山浄水場	(1) 逆潮流をせず、全量自家消費とすること。 (2) 既存の陸屋根防水層の耐用延長のため、当社が別途発注する防水工事（保護塗料の塗布）後の着工とすること。着工にあたっては完全養生をして既存防水層の損傷がないよう配慮すること。なお、詳細については、現地見学会で説明を行う。

	(3) 停電工事については、平日の午後1時～午後4時の間で実施をすること。実施期間は複数日にわたる場合も可とするが、詳細なスケジュールは当社および施設管理者との協議をすること。 (4) 施設への入線については、施設に穴を開けない方法とすること。詳細については現地見学会で説明を行う。 (5) 防護対策工事として、フェンスを設置すること。 (6) 防草対策をすること。また、当該施設は除草剤等の薬剤を使用できないことに留意すること。 (7) ソーラーカーポートの提案について、当社が指定する設置可能範囲にのみ可能とする。その場合には費用対効果としてソーラーカーポートを設置する方が優れていることと分かる資料を提出すること。
長船水源地	(1) 逆潮流をせず、全量自家消費とすること。 (2) 停電工事については、平日の午後1時～午後4時の間で実施をすること。実施期間は複数日にわたる場合も可とするが、詳細なスケジュールは当社および施設管理者との協議をすること。 (3) 施設への入線については、施設に穴を開けない方法とすること。詳細については現地見学会で説明を行う。 (4) 防護対策工事として、フェンスを設置すること。 (8) 野立て候補範囲は碎石が敷かれているが、現状においても雑草が生える状況のため、防草対策をすること。また、当該施設は除草剤等の薬剤を使用できないことに留意すること。

【パッケージ2】

施設名	施設個別条件
瀬戸内市民病院	(1) 逆潮流をせず、全量自家消費とすること。 (2) 既存の陸屋根防水層の耐用延長のため、当社が別途発注する防水工事（保護塗料の塗布）後の着工とすること。詳細については現地見学会で説明を行う。 (3) 停電工事については令和7年11月の土曜日（午前9時～午後3時まで）に1日限りで実施すること。詳細なスケジュールは当社および施設管理者との協議をすること。 (4) 楊重する資材は金曜日の晩に搬入し、土曜日の朝方に荷揚げをすること。詳細なスケジュールは当社および施設管理者との協議をすること。
瀬戸内市営火葬場	(1) 余剰売電とすること。ただし、費用対効果の観点から、全量自家消費の方が優れている場合には、全量自家消費も可とする。その場合には、全量自家消費の方が優れていると分かる資料を提出すること。 (2) 施設への入線については、施設に穴を開けない方法とすること。詳細については現地見学会で説明を行う。 (3) 防護対策工事として、フェンスを設置すること。

10. 責任分担の基本事項

上記（１～９）を含め、業務実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙」及び以下のとおりとする。また、これに定めのないものは、協議により決定する。

- ① 事業者は本業務により、当社および第三者に損害を与えないようにすること。
なお、損害が発生した場合に備え、工事保険等に参加していることが望ましい。
当社及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、当社が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ② 事業者の都合により本業務を中止した場合、事業者の費用負担により設備の撤去を行い、施設の原状回復を行うものとする。
- ③ 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- ④ 事業者は本業務上、知り得た情報を許可なく契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- ⑤ 事業者が、この準拠すべき基準に定める事項を履行せず、改善がみられないと当社が判断した場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去するとともに、撤去により施設等を損傷した場合には、事業者の負担により修復すること。

11. その他

- (1) 当社及び施設管理者が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、当社及び施設管理者の判断において貸与するものとする。
貸与を受ける事業者は貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。なお、業務期間中に返納の要請があった場合は、直ちに返納に応じること。
- (2) 事業者は業務の進行に合わせ、当社及び施設管理者と適宜協議を行うこと。
- (3) 事業者は、業務実施過程で発生した障害や事故、トラブルについては、大小にかかわらず当社に報告するとともに、早急に対応すること。
- (4) 本業務の目的を達成するために必要な事項は、この順守すべき基準に定めのないことであっても、実施するものとする。
- (5) その他、この順守すべき基準に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、当社と事業者で協議して決定するものとする。

予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			当社	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項や順守すべき基準の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備の施工に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	施設損傷	設備の施工による事故・火災による施設及び設備損傷		○
		設備の施工に起因する施設への障害		○
	安全性の確保	設計・施工における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・施工における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・施工に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設計・施工における履行保証保険		○
	事業の中止・延期	当社の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の業務放棄、破綻によるもの		○
	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	第三者加害行為	第三者の加害行為（破壊・盗難・汚損・放火等）による業務変更、業務継続の不履行		○
	不可抗力	天災等による業務の変更・中止・延期	協議	
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募に係る費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
施工段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	設備稼働前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	契約金の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○